

○新十津川町児童生徒就学援助条例

平成18年3月22日条例第14号

改正

平成19年3月15日条例第7号

平成20年3月28日条例第1号

平成20年12月24日条例第21号

平成22年3月25日条例第11号

平成25年3月18日条例第12号

新十津川町児童生徒就学援助条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)において就学する児童生徒の保護者その他児童生徒の就学に係る経済的負担を軽減する必要があると認められる保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 町内に住所を有し、かつ、町立小学校又は町立中学校に在学する者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(就学援助の費目等)

第3条 就学援助の費目は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費等 児童生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費
- (2) 校外活動費 児童生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。))をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (3) 宿泊を伴う校外活動費 児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (4) 通学費 児童生徒が町立小学校若しくは町立中学校に通学し、砂川市ことばの教室に通級し、又は滝川市教育支援センター条例(平成24年滝川市条例第4号)第3条第1号若しくは第2号に規定する事業(以下「滝川市適応指導事業」という。)を利用する場合の交通費
- (5) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他経費
- (6) 体育実技用具費 児童生徒(小学校にあつては第1学年及び第4学年、中学校にあつては第1学年に限る。)が正課の体育又は保健体育の授業の実施に必要な体

育実技用具で、当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費

- (7) 新入学児童生徒学用品費等 小学校又は中学校に新入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
- (8) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の学校給食費に要する経費
- (9) 医療費 児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病にかかった場合に、当該疾病の治療のための医療に要する経費
- (10) 課外部活動費 中学校の課外の部活動の実施に必要な経費として一律に負担すべきこととなる経費
- (11) 生徒会費 中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費
- (12) P T A会費 小学校又は中学校において、学校を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費

2 就学援助は、金銭を支給することにより行い、その支給方法は、新十津川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

（就学援助の実施）

第4条 就学援助は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める費目について行うものとする。

- (1) 次に掲げる者 前条第1項各号に規定する費目
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（同法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者を除く。）
 - イ 就学援助を実施する年度（以下「当該年度」という。）の4月1日を含む年の前年における世帯の構成員の所得の合計額（以下「前年所得合計額」という。）が、毎年度教育委員会が定める額に満たない世帯の構成員たる保護者
 - ウ 当該年度の4月1日を含む年における世帯の構成員の所得の合計額が、イに規定する教育委員会が定める額に満たないこととなる世帯の構成員たる保護者
 - エ その他教育委員会が必要であると認める保護者

(2) 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者 前条第1項第5号に規定する費目

(3) 当該年度の4月1日に特別支援学級において就学する児童生徒の属する世帯であって、その前年所得合計額が、毎年度教育委員会が定める額に満たない世帯の構成員たる保護者 前条第1項第1号から第8号まで及び第10号から第12号までに規定する費目

(4) 次に掲げる者 前条第1項第4号に規定する費目

- ア 砂川市ことばの教室に通級する児童生徒の属する世帯であって、その前年所得合計額が、毎年度教育委員会が定める額に満たない世帯の構成員たる保護者
- イ 滝川市適応指導事業を利用する児童生徒の属する世帯であって、その前年所得合計額が、毎年度教育委員会が定める額に満たない世帯の構成員たる保護者

（受給の申請）

第5条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育委員会

に申請しなければならない。

(受給者の認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、第4条各号に規定する資格の有無を審査し、その結果を当該申請者に通知する。

(就学援助の支給額)

第7条 就学援助の支給額は、毎年度教育委員会が定める。

(就学援助の開始)

第8条 就学援助は、当該年度の4月1日から開始する。ただし、当該年度の中途に申請のあった場合は、申請のあった月から開始する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号ウ及びエに規定する保護者に対する就学援助は、当該資格の理由が生じた月から開始する。

(認定の取消し等)

第9条 教育委員会は、第6条の規定により就学援助の認定を受けた者が就学援助を必要としなくなったとき又は虚偽その他不正の行為をしたときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学援助の支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日条例第21号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第11号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。